

野田市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づき随時監査（工事監査）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和7年3月5日

野田市監査委員 森 下 芳 夫
同 齊 藤 清 春
同 山 口 克 己

令和6年度

随時監査（工事監査）結果

野田市監査委員

1 監査した監査委員

森下 芳夫

栗林 徹

山口 克己

2 監査の種類

随時監査（工事監査）

3 監査対象工事

野田市立中央子ども館新築工事

4 監査対象部局

野田市健康子ども部児童家庭課

5 監査の期間

令和6年7月17日から令和7年2月21日まで

6 監査の方法

監査対象工事について、計画、設計、積算、契約、監理、施工等が適正かつ効率的に行われているかを主眼に、関係資料の提出を求め書類の調査を実施し、関係者の説明を聴取し、及び工事現場において施工状況等の調査を実施した。

工事監査に当たっては、技術的観点からの監査を主眼としているため、特定非営利活動法人建設技術監査センターに工事技術に関する調査を委託し、技術士による工事監査に伴う工事技術調査業務委託報告書（以下「報告書」という。）を基に総合的な判断を加え、監査を実施した。なお、工事監査は、野田市監査基準を定める規程(令和2年野田市監査委員規程第1号)に準拠して行った。

7 監査の結果

監査対象工事に係る計画、設計、積算、契約、監理、施工等については、監査した限りにおいては、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

なお、別添の報告書に提言事項及び推奨事項が示されているので、今後の工事施工に当たって留意されたい。

令和7年2月21日

野田市監査委員 様

工事技術調査業務委託報告書

工事名

野田市立中央子ども館新築工事

調査実施日：令和6年11月7日（木）

特定非営利活動法人 建設技術監査センター

目次

はじめに	・・・	1
I 調査概要	・・・	1
II 調査業務の実施要領	・・・	2
III 調査結果		
1 計画	・・・	4
2 設計	・・・	5
3 積算	・・・	8
4 入札契約	・・・	9
5 工事監督・監理	・・・	11
6 施工	・・・	12
7 維持管理	・・・	13
IV 評価		
1 総合評価	・・・	14
2 提言事項	・・・	15
3 推奨事項	・・・	16
おわりに	・・・	16

はじめに

本報告書は、令和6年11月7日に実施した「野田市立中央子ども館新築工事」に係る工事技術調査業務委託の調査結果について取りまとめたものである。

本技術調査の業務内容は、監査委員が実効性のある工事監査を実施するため、対象工事の法規性、妥当性、効率性等について技術面から調査を行い、監査実施日において監査委員に対する調査結果の報告及び改善に関する意見具申を行うものである。

本技術調査業務は、「工事技術調査業務委託仕様書」に基づき、野田市長より受託し実施しているもので、対象工事の技術面に関して専門的な立場から今回技術調査を行った結果について報告する。

I 調査概要

1 対象工事名称

野田市立中央子ども館新築工事

2 調査実施日

令和6年11月7日（木）

3 施設の概要

所在地：野田市鶴奉5番地の1

施設内容：児童厚生施設

4 工事概要

工事種別：新築

構造規模：軽量鉄骨 平屋建て 建築面積 231.32 m²

請負金額：123,860,000 円

工期：令和6年6月14日～令和7年2月28日まで

施工業者：創英建興株式会社

II 調査業務の実施要領

1 調査基本方針

- (1) 本業務の委託仕様書に基づいて技術面における調査を行い、調査の結果報告及び設計上の改善に関する意見具申を行う。
- (2) 工事関係者との質疑応答や工事関係書類及び施工状況を確認し、工事における計画、設計、積算、契約、施工、検査等が適切であるか否かを調査する。また、最近社会的問題になっている安全・環境保全についても調査を行う。
- (3) 事前に示された資料に基づいて担当技術士が質問書を作成し、当日に工事関係者との質疑応答をしながら調査を進める。

2 調査項目

工事技術調査の具体的内容は以下のとおりである。

- (1) 計 画：上位計画等との整合、施設の目的、施設の維持管理等
- (2) 設 計：適用する設計基準、特記仕様書及び設計図書、建築関係法令の手続き状況、維持管理等
- (3) 積 算：適用積算基準、工事の積算・見積り等
- (4) 入札契約：工事請負契約、業者選定資料、落札率等
- (5) 工事監理：工事監理方針、請負者相互の調整、関係書類の確認
- (6) 施 工：施工計画、作業手順、施工体制台帳、施工図、安全衛生管理体制、書類関連工事との連絡調整、工程管理、施工時の安全等
- (7) 維持管理：維持管理方針、将来の維持管理の容易さ

3 主な調査資料

- (1) 工事概要書
- (2) 設計図書一式（設計図、特記仕様書）
- (3) 設計基準の書類
- (4) 積算基準の書類
- (5) 契約関係書類
- (6) 工事工程表
- (7) 施工計画書（総合施工、仮設、各工程）
- (8) 施工体制台帳（施工体系図）

- (9) 打合せ会議記録
- (10) 安全管理書類（統括安全衛生管理組織表、安全管理計画書等）
- (11) 試験・検査記録
- (12) 産業廃棄物関係書類
- (13) 月報、日報、工事記録写真等

4 調査スケジュールと出席者

午前10時00分～午前12時00分

市役所委員会室で書類審査及び質疑

午後1時00分～午後2時00分

工事現場で現地調査

午後2時10分～午後3時00分

市役所委員会室で現地調査に基づく書類審査

午後3時00分～午後3時40分

市役所委員会室で監査委員と技術士の打合せ

午後3時40分～午後4時00分

市役所委員会室で技術士からの講評と代表監査委員の総括

出席者

健康子ども部	部長	代田明洋
児童家庭課	課長	内田一也
	課長補佐	山崎正浩
	子育て支援係長	松本英行
	子育て支援係主査	西山修一
総務部	部長	大久保貞則
営繕課	課長	寺田政司
	課長補佐	園田謙二
	副主幹兼営繕係長	福島義人
管財課	課長	渡邊宏治
	課長補佐	平出知之
	契約係長	小島繁樹
	契約係主事	尾原諒
株式会社桑田建築設計事務所	代表取締役	安達文宏

	設計部次長	坂倉岳
創英建興株式会社	現場代理人	奥山直毅
監査委員	代表監査委員	森下芳夫
	監査委員	栗林徹
	監査委員	山口克己
監査委員事務局	事務局長	戸塚進
	局長補佐	林由美子
	主査	増田啓子
	主査	袴田文子
	主事補	伊勢川陽

5 調査員

特定非営利活動法人 建設技術監査センター

技術士

大柳規幸

Ⅲ 調査結果

1 計画

(1) 事業の目的、概要及び計画の重点事項

中央地区にある中央子ども館の地盤が建物基礎下部分にまでわたり陥没していることが判明した。利用者の安全を確保するため施設の取り壊しを行った。

従前の中央子ども館は、保健センターに近接していることから、乳幼児とその保護者の交流や情報交換の場として利用されていた。

この施設は子育て世代の保護者への支援を担う重要な施設として機能していたことから、従前の建設地に新たな小型児童館の整備を行うこととした。

(2) 上位計画

「野田市エンゼルプラン第5期計画（野田市子ども・子育て支援事業計画（第2期計画）中間見直し）」において、様々な年齢の利用者が安全に利用できるよう施設の適正な管理を位置づけている。これを受けて本計画では、様々な年齢の子どもたちが集い、子どもの成長に必要な遊びを通して学べる場として、また、保護者同士が安心して気軽に交流できる場として、更には、子どもたちの体験活動を市民が支え、多世代の交流が図れ

る場として、子育て支援や地域交流の拠点となる場を提供する新たな小型児童館の整備を行うこととした。

(3) 事業計画・予算と発注金額の整合性

取り壊した子ども館と同規模の建て替えとして実施設計を行い、概算工事費を算出し予算としている。

(4) 市民及び市議会に対する事前説明

中央子ども館の整備については、これまでに市議会の市政一般報告等を通じて、経緯や進捗状況等を説明している。

(5) 発注時期、工期設定の考え方

準備工事1か月、地盤改良、基礎工事2か月、鉄骨建て方外装工事2か月、内装工事2か月、外構工事1か月の8か月を想定工期として、年度内完成を目標に発注時期を設定している。

(6) 旧中央子ども館を取り壊した経緯

令和4年4月に工作室兼集会室の床下の地盤が建物基礎下部分にまでわたり陥没していることが判明したことから、利用者の安全を確保するため、施設の使用を中止した。令和4年5月からは、当面の代替措置として中央公民館の児童室等を使用して、子ども館事業を継続することとした。

令和4年6月に解体に向けたアスベスト調査を実施し、調査の結果、アスベストは含まれていないことが確認されたことから、令和4年12月に解体工事に着手し、令和5年2月に解体工事が完了した。

2 設計

(1) 設計全般

ア 発注者や使用者の当該施設への要求等を明文化した設計仕様書及びブリーフ

設計仕様書に建物規模、必要諸室を記載している。児童家庭課及び施設職員からの要望等も反映されている。設計仕様書等にて確認した。

イ 設計に際し適用した法令・設計仕様書及び基準書等

建築基準法、建築基準法施行令、千葉県建築基準法施行条例、千葉県福祉のまちづくり条例（施設整備マニュアル）、公共建築工事積算基準、建築工事標準詳細図を適用している。

ウ 旧中央子ども館が取り壊しになった原因究明結果

床下の地盤が建物基礎下部分にまでわたり陥没していることが判明したことから取り壊しを行うこととした。

解体時に陥没部周辺を掘削し状況を確認したところ、コンクリートガラや木屑等が確認されたので全て撤去した。コンクリートガラを含めて埋め戻し時の地盤締固めが不十分だったため陥没したものと推測している。

現況の地中状況を確認するため建設予定場所2か所でボーリング調査を実施している。

エ コスト削減について考慮した点

軽量鉄骨造のプレハブ工法を採用して建設コストを抑制している。

また、外装材は汎用品、規格品、標準色を選定、内装材は一部床材を除き、汎用品を選定し、イニシャルコストを抑制している。

居室は通風に配慮して壁2面以上に開口部を設け、中間期の空調コストの抑制を図っている。

オ ユニバーサルデザインの観点から配慮した点

- ・メインエントランスは自動ドアを採用するとともに、段差を無くして、車椅子やベビーカー使用者に配慮した。
- ・受付はローカウンターを設けて、車椅子使用者や児童に配慮した。
- ・室名サインはわかりやすいピクトグラムサインを採用した。
- ・誰もが使用できるバリアフリートイレを設置した。
- ・男女トイレは全ての個室ブース内にベビーチェアを設置するとともに、洗面化粧台には子ども手洗いを併設し、水栓は自動水栓を採用した。
- ・内部建具は原則引き戸として使いやすさ、安全性に配慮した。
- ・乳幼児の利用が想定される部屋はクッション性の高い床材を選定した。
- ・屋外設置の遊具にインクルーシブ遊具を採用した。

(2) 建築

ア 建築計画上配慮した点

「児童館の設置運営要綱」の『小型児童館』としての機能要件、設備要件、運営要件、規模要件等を満たす施設整備を行う。

また、建物計画位置が狭小地のため、平面計画は可能な限りコンパクトな計画としながら、必要諸室を最大限に確保できるよう配慮し

た。更に、既設埋設配管が多く存在するため、切回しが出来るもの、出来ないものを精査して計画に反映した。

イ 外部及び内部の動線計画

外部動線については、接道条件のため旗竿敷地となっているが、駐車場用地と一体に使用できるよう計画することで利便性に配慮した。

また、内部動線については、事務室から廊下を介して各室の出入口まで見通せるよう配慮した。

ウ 外観及び内観計画

外観については、デザイン性、防火性、耐久性、施工性及びメンテナンス性を考慮して、窯業系サイディングを採用した。外装はアースカラー（地球上にある自然をイメージしたカラー）を基調とした落ち着いた色合い、周辺建物と調和がとれる色合いとして、ライトモスグリーン系を選定した。カラフルな館名サイン、シルバー色の庇、木製ルーバーをアクセントとして組み合わせてモダンな印象としている。

内観については、白を基調としたベーシックな壁紙と木目調の床材・腰壁を選定して、落ち着いた色合いのある内装としている。

エ 基礎工法選定の経緯とその選定理由

地質調査の結果から、G L-12m 以深に支持地盤が認められたが建物規模、建物重量、工期及び経済性を考慮すると杭基礎は適当ではないと判断している。

直接基礎を前提で検討したところ、若干地耐力が不足していたため、地盤改良を併用することとした。

地盤改良については、狭小地であり施工性（山留め等の必要性）や周辺埋設配管等への影響を考慮して、表層改良ではなく柱状改良を選定している。

基礎工法については、躯体量の軽減等の経済性・施工性・工期を考慮して布基礎としている。

(3) 電気設備

ア 電気設備設計の概要

電源引込は地中埋設による単独引込として計画している。

照明はLED器具を採用し、照度はJIS規格に準じて適切な照度を計画している。

電話回線は単独引込とし、事務室には親機と子機2台の設置を計

画している。

機械警備は指定管理者が委託する警備会社と協議し、空配管を計画している。

テレビ視聴環境、LAN、Wi-Fi環境を各室に整備している。

バリアフリースイレに緊急時対応として呼出設備を計画している。

イ 照明照度とその基準、また照明器具の選定上配慮した点

照度はJIS規格の学校の事務室、図書室閲覧室、集会室に準じて適切な照度を計画している。照度分布図で確認した。

ウ 省エネルギーに関し設計上配慮された点

居室は通風に配慮して壁2面以上に開口部を設け、中間期の空調利用を抑制する計画である。

(4) 機械設備

ア 機械設備設計の概要

給水引込は既存給水設備の再利用として計画している。

汚水排水は公共下水道本管へ直接放流として計画している。

換気設備は空調負荷、温度変化低減に配慮して全熱交換器を計画している。

イ 衛生器具選定について考慮した点

水栓は自動水栓（小型電気温水器付き）として計画している。

衛生陶器は暖房便座、温水洗浄便座として計画している。

ウ 空調システムの選定について考慮した点

空気調和設備はメンテナンスに配慮して個別空調方式で計画している。

居室は壁2面以上に開口部を設け、感染防止対策（換気通風）に配慮している。

3 積算

(1) 積算基準

基準は、公共建築工事積算基準を使用している。

積算資料は、千葉県営繕課単価を使用している。

刊行物は、建設物価、積算資料、施工単価、コスト情報を使用している。

(2) 歩掛、労務単価、機械損料、材料単価等を決定する手法

営繕積算システムR I B C 2を採用しており、令和6年3月の千葉県営繕単価を入力している。

(3) 積算のチェック

図面と設計内訳書の整合性を確認し、工事数量は数量調書、拾い図により数量の漏れが無いかを確認している。

設計完了時と工事発注時に児童家庭課と営繕課でダブルチェックを行っている。

(4) 諸経費算出根拠

公共建築工事共通費積算基準に基づき算定した経費率を採用している。

(5) 材料単価で基準や物価版にないもの

原則、3者以上から見積もりを徴し、最低値の見積もりに掛率を乗じた価格を採用している。

4 入札契約

(1) 入札・契約に関する基準

野田市の入札・契約については「野田市契約事務規則」を基礎として、制限付一般競争入札については「野田市制限付一般競争入札実施要領」、総合評価方式の一般競争入札については「野田市が発注する工事に係る総合評価方式の実施に関する要領」、低入札価格調査については「野田市低入札価格調査実施要領」、電子入札については「野田市電子入札約款」及び「野田市電子入札システム等運用基準」、入札等に係る情報公開については「野田市入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領」に基づいて実施している。

電子入札システムの導入状況についてはすべての工事及び測量・建設コンサルタントの競争入札において導入済み。

平成24年度から「野田市建設工事予定価格の事前公表試行実施要領」を施行し、総合評価方式により落札者を決定する競争入札について、予定価格を事前公表していたが、応札者が減少していることを受け、平成30年度をもって当該要領を廃止し、予定価格等は事後公表としている。

(2) 入札の公告等の諸手続き

本案件は設計額が8百万円以上となる工事であることから、「野田市制限付一般競争入札実施要領」に則り、入札参加資格要件の設定につい

て、令和6年5月7日開催の野田市入札参加資格審査委員会に諮り、その了承を得て、5月15日に入札公告を行っている。なお、予定価格が4千万円以上の工事であることから、「野田市が発注する工事に係る総合評価方式の実施に関する要領」に則り、総合評価方式により落札者を決定する制限付一般競争入札として執行している。総合評価方式における落札者決定基準の設定にあたっては地方自治法施行令及び地方自治法施行規則に則り、5月14日に学識経験者2名から意見を聴取し、落札者決定基準の評価項目及び細目別配点についての上承を得ている。

5月30日の開札にあたっては落札者決定基準に基づき、価格評価点及び技術評価点の合計点が最も高い者を落札候補者とし、6月5日開催の野田市入札参加資格審査委員会において、技術提案等に関する資料の評価に関する報告及び落札候補者の資格の有無の確認を行い、落札者を決定している。

(3) 入札結果

工事名	積算金額	予定価格	入札方式	参加業者数	落札金額	落札率
野田市立中央子ども館新築工事	124,080 千円(税込)	124,080 千円(税込)	制限付一般競争入札(総合評価方式)	3者	123,860 千円(税込)	99.82%

(4) 低入札に対する対応方針

「野田市低入札価格調査実施要領」の規定に基づき、予定価格が1千万円以上となる案件を調査の対象としている。

低入札価格の調査基準価格の算定方法は同要領の規定により、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9.7、共通仮設費の額に10分の9、現場管理費の額に10分の9、一般管理費等の額に10分6.8をそれぞれ乗じて得た額の合計額を予定価格で除した割合(10分の9.2を超える場合は10分の9.2、10分の7.5に満たない場合は10分の7.5)を予定価格に乗じて得た額(千円未満切り捨て)としている。

なお、算定の根拠となっている割合については中央公契連モデルを準用している。

(5) 契約関係書類の整備

工事の設計書や仕様書、図面、下請契約に係る特記事項に加え、中央建設業審議会が作成した最新の公共工事標準請負契約約款に準ずる内容の約款を契約書に綴り、契約の内容としている。

工事の内容に応じて、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく書面、特例監理技術者に関する事項が記載された書面、野田市公契約条例に係る特約条項、個人情報保護等に関する取扱いを定めたマニュアルを契約関係書類として契約書に綴り、契約の内容としている。

いずれの契約関係書類についても法令等の改正に伴い、適宜の更新を行っている。

(6) 工事の前払い・部分払いの実施状況

工事における前金払、部分払等については中央建設業審議会が作成した公共工事標準請負契約約款に準ずる内容を契約内容としている。

前金払、部分払等の金額については「野田市公共工事の前金払等に関する取扱要領」に則り、前金払は請負代金額の10分の4以内、中間前金払は請負代金額の10分の2以内、部分払については請負代金相当額の10分の9以内としている。契約時、前払いと中間前払いを選択しており、前払金は7月10日に支払っている。

5 工事監督・監理

(1) 工事監理上の重点事項

工程管理については、施工手順、工程計画、他種工事との取り合いに十分注意し、実施工程等の工事進捗状況を把握して適切な助言を行う。

品質管理については、受注者が設計図書、各仕様書に定められた品質を確保して施工しているかを確認する。

安全管理については、工事期間中における労災事故及び交通事故防止のため工事現場における危険要因を排除するとともに、受注者が積極的な安全対策を実施しているかを確認する。

(2) 施工計画書

受注者が施工計画書を作成し、監理者が内容を確認し、その後、市に提出している。

(3) 各工種の試験・検査

監理者が立ち合いをして確認している。試験・検査記録で確認した。

6 施工

(1) 施工体制

施工体制について、施工体制台帳、下請通知書及び下請契約書等を確認した。法定技術者の現場代理人及び主任技術者等の配置を通知書により確認した。また、施工体系図を作成し仮囲いに掲示している。

安全書類の一部である施工体制台帳に一次下請業者と二次下請業者間の契約書が添付されておらず、整備状況が不十分であることを確認した。

(2) 建設業退職金共済証紙購入状況報告書及び受払簿

会社に必要以上の証紙があるため今回の工事では購入していない。証紙の払い出しについては受払簿で確認した。

(3) 工程管理の方法

毎週の定例打合せで週間工程表を提出し進捗の説明をしている。また月ごとに工事進捗状況報告書を市に提出している。

(4) 火災保険及び建設工事保険の加入状況

会社で一括して建設業用の総合保険に加入している。契約書の写しで確認した。

(5) 仮設計画の概要と特に留意した点

敷地が狭いことから野田ガスホール（野田市文化会館）の駐車場の一部を工事エリアとするため施設管理者と打合せを行い、駐車場を利用する第三者等に事故や支障がないよう仮設計画に配慮している。

(6) 施工計画書等の整備

総合施工計画書と工種別の施工計画書を作成しており、施工体制、工程表、使用材料、施工手順等を記載している。適正に作成・整備されている。

(7) 品質管理

適正に管理されていることを品質管理記録で確認した。

(8) 安全管理組織

元請業者の現場代理人を統括安全衛生責任者として選任し、現場の安全管理を行っている。下請業者は、それぞれ安全衛生責任者を選任している。

(9) 緊急時の安全管理や連絡体制

現場内で災害等があれば発見者が現場代理人に通報し、現場代理人が

必要な処置を行うこととしている。

- (10) 関係者の教育や指導及び保有資格の確認
新規入場者教育を実施している。その際に現場における注意事項等の指導を実施し、資格等の確認を行っている。
- (11) 軽微な事例を含む労働災害
軽微なものを含み労働災害は発生していない。
- (12) 工事現場の点検・巡回状況
朝礼後及び昼食後に点検巡回を行っているとのことだが、記録が残されていない。
- (13) 工事情報の CORINS の登録
契約時に、監督職員が内容を確認し CORINS の登録を行っている。
- (14) CALS/EC の導入状況
CALS/EC（公共事業支援統合情報システム）は導入せず、メール等でやり取りを行っている。工事完了時に竣工図、工事写真、完成写真等をデータで提出することとなっている。
- (15) 周辺からの「苦情」や「意見」等とその対応
これまで周辺からの苦情、意見等はない。
- (16) 廃棄物処理の委託契約
委託契約書は現場で保管し、総合施工計画書に写しを添付している。
- (17) 産業廃棄物の運搬業者及び処分業者からの報告・記録
現場事務所で管理・保管している。
- (18) 場内における廃棄物保管
現場内に廃棄物の種類ごとにラックを設置し、分別して保管している。保管ルールについて新規入場者教育時に説明している。
- (19) 各室の化学物質測定計画
工事完成後、事務室、授乳室には扉がないため、事務室、遊戯室兼図書室、集会室の扉を開けて事務室、遊戯室兼図書室、集会室、授乳室、廊下の5か所で測定する予定となっている。

7 維持管理

- (1) 維持管理体制
中央子ども館は指定管理者制度を導入しているため、通常維持管理は指定管理者が実施することになっている。

(2) 当該施設の中長期保全計画の策定

児童や保護者が安全に利用できるよう緊急性を踏まえ、優先順位を付けて修繕等の維持管理を行うなど、野田市行政改革大綱のファシリティマネジメントの基本方針及び野田市公共施設個別施設計画に基づき、長寿命化に努めることとしている。

(3) 当該施設の年間維持費及び費用負担

年間の維持費については、従前の中央子ども館と同程度の施設規模であることから、維持費も同程度であると考えている。また、施設の維持管理費用については、市が指定管理者に支払う指定管理料から指定管理者が負担することになっている。

IV 評価

1 総合評価

本技術調査業務は、「工事技術調査業務委託仕様書」に基づき、野田市より受託し実施した。対象工事の計画、設計、積算、契約手続、工事監理、施工、環境管理及び維持管理の技術面に関して専門的な立場から、今回、技術調査を行った。総体的には、概ね適正であり適切及び経済的に実施していると評価する。技術調査結果の評価は、以下のとおりである。

(1) 計画

当該工事は上位計画に基づき実施されている。事業決定の手続きや決裁、工事の確認申請の書類、関係機関との協議、関連工事との調整等は、適正に実施されていた。

(2) 設計

適用された設計基準及び設計関連資料等は整備され、適正に運用されていた。また、設計図、特記仕様書などの設計関連書類も適正であった。設計内容や使用材料の選定についても、適正なものと評価する。

(3) 積算

各種基準を踏まえるとともに、刊行物の単価及び見積等を適切に使用している。数量の検収については、担当者が多重チェックを実施し積算を行っている。

(4) 入札契約

市の契約関係規程に従い、制限付一般競争入札が公平かつ適正に実施されている。入札手続方法及び契約に関する必要書類は、適正に整

備されている。

(5) 工事監督・監理

工事監督員（監理者）は重点監理事項を定め、適正に工事監理を行っている。施工に関する指示・確認も適正に実施している。

(6) 施工

施工管理関係の図書・提出書類の整備、設計と施工方法の一致、品質管理、各工事の管理者の配置、現場の安全管理及び工程管理等は概ね適正に実施されている。また、周辺環境の保全及び建設副産物の対応等は適正に実施されている。

(7) 維持管理

中長期保全計画については、野田市行政改革大綱のファシリティマネジメントの基本方針及び野田市公共施設個別施設計画に基づき、長寿命化に努めることになっており、適正に実施されている。

2 提言事項

(1) 設備以外の省エネ化対策

建築物省エネ法では「建築主は、その建築（新築、増築及び改築）をしようとする建築物において、建築物のエネルギー消費性能の一層の向上を図るよう努めなければならない」としている。また、令和4年6月17日に住宅・建築物の省エネ対策を強力に進めるための「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が公布されており、令和7年4月以降に着手する原則全ての新築住宅・非住宅について省エネ基準適合が義務付けられている。

当該施設は適用対象外であるが、公共建築物として率先的に省エネ化を進める取り組みが望まれることから、将来の大規模改修においては、省エネ化開口部の標準仕様である Low-E 複層ガラス（エコガラス）へ更新することを検討されたい。

(2) 安全書類の整備

安全書類の一部である施工体制台帳に一次下請業者と二次下請業者間の契約書が添付されておらず、整備状況が不十分であることを確認した。施工体制台帳は建設現場の安全確保や責任の所在を明確にするために用いられ、施工管理上重要な書類である。下請業者の変更、追加

などにより施工体制に変更があった場合は、速やかに施工体制台帳等の安全書類を更新されたい。

3 推奨事項

(1) ユニバーサルデザインに配慮した設計

様々な年齢の子どもたちが集い、子どもの成長に必要な遊びを通して学べる施設として、インクルーシブ（障がいの有無や年齢、性別などに関係なく利用できる）遊具、バリアフリースイレを採用したことは推奨に値する。

(2) 省エネルギーと感染防止に配慮した設備計画

LED照明や全熱交換機併用空調設備は、省エネルギー化を考慮した設備計画となっている。

また、24時間換気通風を行う全熱交換機や給水栓の自動水栓化は感染防止に配慮した設備設計となっている。

これらの省エネ及び安全性に配慮した設備設計は推奨に値する。

おわりに

最後に、発注者と請負業者が協力して、安全を確保しつつ工事が完成することを望むものである。本調査において、各関係者の協力により調査が円滑に実施できたことに感謝の意を表します。

以上